

平成十年法律第二百八号

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算
に関する法律
(目的)
この法律は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算についての破産手続等における取扱いを確定することにより、金融機関等が行う特定金融取引の決済の安定性の確保とこれによる特定金融取引の活性化を図り、もつて我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定金融取引」とは、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五十九号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動、市場間の格差等（以下この項において「金利変動等」という。）に基づいて算出される金額の授受を約する取引その他の金利変動等を利用して行われる取引のうち、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引その他の内閣府令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる法人をいう。
一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第一項に規定する銀行又は長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行
二 金融商品取引業者（同法第二十九条第一項に規定する金融商品取引業者を除く。）に限る。）
三 その他我が国の法令により営業若しくは事業の免許、登録等を受けている法人又は特別の法律により設立された法人であって、自己又は顧客の計算において特定金融取引を相当の規模で行うものとして政令で定めるものこの法律において「破産手続等」とは、破産手続、再生手続又は更生手続をいう。
4 この法律において「一括清算事由」とは、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをいう。
5 この法律において「基本契約書」とは、特定金融取引を行おうとする金融機関等との相手申立てをいう。

第三条 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他当該特定金融取引にかかる基本的事項を定めるもののをいう。

方との間において二以上の特定金融取引を継続して行うために作成される契約書で、契約の当事者間ににおいて行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他の當該特定金融取引にかかる基本的事項を定めるものをいう。

6 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時ににおいて、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時ににおける当該特定金融取引のそれぞれにつき内閣府令で定めるところにより算出した評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間ににおける一の債権又是一の債務となることをいう。

(二) 括清算と破産手続等との関係)

第三条 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの方が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額（内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算対象財産」という。）は、当該更生手続開始の申立てがあった時において当該相手方に帰属するために預託する有価証券その他の内閣府令で定められたものに限る。以下この条において「一括清算後債権」に係る担保権の目的である財産（特定金融取引を行う当事者が相手方に對し債務の履行を担保するための預託する有価証券その他の内閣府令で定められたものに限る。）に基づき算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の方手方」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

3 第二条第十九条の四の二第九項に規定する少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

4 第二条第十九条に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十八条规定する第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行おう者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種金融商品取引業者を除く。）に限る。）

三 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四条）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二条の規定で行うものとして政令で定めるものこの法律において「破産手續等」とは、破産手續、再生手續又は更生手續をいう。
4 この法律において「一括清算事由」とは、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをいう。
5 この法律において「基本契約書」とは、特定金融取引を行おうとする金融機関等との相手申立てをいう。

方との間において二以上の特定金融取引を継続して行うために作成される契約書で、契約の当事者間ににおいて行われる特定金融取引に係る債務についてその履行の方法その他の當該特定金融取引にかかる基本的事項を定めるものをいう。

6 この法律において「一括清算」とは、基本契約書に基づき特定金融取引を行っている当事者の一方に一括清算事由が生じた場合には、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該一括清算事由が生じた時ににおいて、当該基本契約書に基づいて行われている全ての特定金融取引についてその時ににおける当該特定金融取引のそれぞれた評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間ににおける一の債権又是一の債務となることをいう。

第三条 破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産手続開始決定等」という。）がされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていた全ての特定金融取引についてこれらの方が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産手続開始決定等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産手続開始決定等がされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額（内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算後債権」という。）は、当該更生手続開始の申立てがあった時において当該相手方に帰属するために預託する有価証券その他の内閣府令で定められたものに限る。以下この条において「一括清算後債権」に係る担保権の目的である財産（特定金融取引を行う当事者が相手方に對し債務の履行を担保するための預託する有価証券その他の内閣府令で定められたものに限る。）に基づき算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の方手方」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。）の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権（以下この条において「一括清算後債権」という。）を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相手方との間ににおいて更生手続開始の申立て前に締結された担保の設定を目的とする契約（その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあった場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定しているものに限る。）に基づき算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の方手方」とあるのは「譲渡価額」と、前項中「第三者」とあるのは、「当該第三者」と、第三項中「当該相手方」とあるのは「当該第三者」と、第三项中「当該相手方」とあるのは「第三者」と、第三项中「当該相手方」とあるのは「第三者」と、「評価額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）とあるのは「譲渡価額（その額が内閣府令で定めるところにより算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の方手方」とあるのは「第三者」と、「評価額」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

附 則
(一六〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十一条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定、公布の日
二 第十三条（第三条を除く。）及び次条の規定
第千三百四十四条の規定、公布の日
二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定、公布の日
三十、第十二条七月一日
附 則 (平成二二年二月二二日法律第二二五号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 (二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 (二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 (二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
二 (二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）の施行の日から施行する。 附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。 第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	附 則 (平成一八年六月一四日法律第六六号) 抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号) 抄 (施行期日) 第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 附 則 (令和元年六月七日法律第二八号) 抄 (施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日 (政令への委任)
			第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

律第四条の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあった者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。
 (その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。